

韓国知的財産ニュース 2019年9月前期

(No. 398)

発行年月日：2019年9月17日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、9月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 (具滋烈国家知識財産委員会共同委員長寄稿) 知的財産、揺れない国家に向かって進むための大黒柱
- 2-2 PATINEX 2019 (第15回 国際特許情報博覧会) 開催
- 2-3 知的財産 (IP) 金融活性化のための特許登録料の減免を拡大
- 2-4 特許庁、産業財産権表示用 QR コードのデザイン公募
- 2-5 特許庁、協力型特許審査の比重を強化
- 2-6 特許庁、発明により未来を準備する特性化高校、一堂に会する!
- 2-7 「2019 江原知的財産フェスティバル」開催
- 2-8 特許庁「第5期特許行政モニター団」発隊式を開催
- 2-9 特許庁、「特許共済」商品本格発売!
- 2-10 特許庁、国立中央科学館と共同で「2019 青少年記者取材大会」を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 太陽光発電、水の上で広がる!
-

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 (具滋烈国家知識財産委員会共同委員長寄稿) 知的財産、揺れない国家に向かって進むための大黒柱

電子新聞 (2019.9.1)

日本による輸出規制に関するニュースが連日話題となっている。表面的には「韓国に対する厳格な輸出管理」を主張しつつ、半導体工程に使われる主要素材3つに対する輸出を統制することに加え、戦略物資の輸出時に手続きを簡素化するホワイト国家(ホワイトリスト)から韓国を除外することを決定した。

この決定の基底には、規制対象であるフォトレジスト、ポリイミドフィルム、フッ化水素の主な特許と技術を、日本が先取りしているというプライドがあるという意見がある。最近の報道によると、韓国、米国、日本、欧州で各素材に関して出願された特許のうち、フォトレジストは65.1%、ポリイミドフィルムは55.3%、フッ化水素は33%を日本が保有している。一方、韓国はそれぞれ、9.1%、38.4%、5%に過ぎないが、こんな状況を日本がすでに把握していたということである。韓国経済で大きな割合を占めている半導体産業においても、中核技術および特許などの知的財産の確保を怠っていたという骨身にしみる反省とともに、今後の国の発展戦略に関しての悩みが必要な時点である。

国家知識財産委員会をはじめとする様々な関係機関の努力のおかげで、知的財産の重要性への認識は広がっている。過去4年間、国家知識財産委員会の民間委員長を務めて最も強く思ったものの1つは、今まで韓国での知的財産に対する認識と実行には乖離があり、政府の政策推進にも知的財産に対する考慮が欠けているということだ。

知的財産が重要だというのは漠然と分かっているが、韓国では今も「後に罰金が課せられるといっても一旦模倣するのが得」という慣行も残っている。知的財産の価値および保護に対する認識をさらに向上させ、現場に定着させるための努力が必要である。また、技術開発(R&D)に多く投資しているだけに、単純に定量の成果を出すのではなく、知的財産とR&Dの連係による戦略的なアプローチも必要な状況である。

上述した日本の半導体素材に対する対韓輸出規制と、最近の米中貿易紛争などの事例をみると、知的財産は特定の個人と企業を超え国家間の競争をめぐる、重要なアジェンダとして浮上していることが分かる。急変するグローバル的条件と保護貿易主義が広がる中、知的財産は通商兵器となっており、今後もこのような流れは人工知能（AI）など、次世代の中核技術関連の知的財産の先取りをめぐるに強くなると見込まれる。

これから韓国は主要 R&D 事業を進める際に、特許情報分析を基盤に効果的成果を生み出し、未来の重要源泉技術と知的財産を競争国より先取りするために努力しなければならない。また、産業・経済全般にわたり、知的財産保護を強化するための制度の見直しとともに、研究者、企業、一般国民を対象に知的財産への認識向上および現場拡散のための政府の役割を強化する必要がある。このように、政府部処、企業などの多様な主体が政策と事業を進める時、知的財産の創出・活用・保護の観点から戦略的なアプローチが必要と思われる。

丁度 9 月 4 日は「第 2 回 知識財産の日」である。この日は、現存最古の金属活字印刷本である「直指心体要節」がユネスコの世界記録遺産に登録されたことを記念し、2018 年に法定記念日として指定された。今は、直指心体要節に含まれている先祖の精神と、1970 年～1980 年代以後、産業化を成し遂げた挑戦精神を見習い、英知を集め「知的財産強国」としての韓国の未来を開いていく時である。困難な状況を克服して前に進む韓国にとって、知的財産は重要な役割を担っている。

2-2 PATINEX 2019 (第 15 回 国際特許情報博覧会) 開催

韓国特許庁 (2019. 9. 2)

特許庁はイノベーション企業の特許情報の活用戦略を共有し、IP 情報サービス産業を育成するため、9 月 5 日（木曜）から 6 日（金曜）までの二日間、ソウルインペリアルパレスホテルで「PATINEX 2019 (国際特許情報博覧会)」を開催する。

今年で 15 回目を迎える PATINEX (PATent Information Expo) は、全世界の特許情報専門家の発表と討論で行われる「カンファレンス」と、特許情報サービス企業の多様な製品とサービスを経験することができる「展示会」で構成されている国内最大規模の特許情報博覧会である。

今年の PATINEX では「知識財産情報、イノベーション成長のモメンタム」をテーマに、知的財産情報を活用した企業と機関のイノベーションに関する多様なテーマの講演と展示行事が行われる。

まず、初日の9月5日には、世界的な知的財産の取引・金融会社であるオーシャン・トモ(Ocean Tomo)チャイナのダリウス・サンキー(Darius Sankey)会長と、グローバル特許・学術情報サービス企業であるクラリベイト・アナリティクス(Clarivate Analytics)のユ・リウ(Yu Liu)アジア支社長の基調演説を皮切りに、ドイツのイノベーション企業のヘンケル(Henkel)と、ローファームのモーガン・ルイス(Morgan Lewis)からの「知的財産経営と開放型イノベーション」に関する講演とパネルディスカッションが行われる。

二日目の9月6日には、中国のIT企業であるシャオミ(Xiaomi)とSKなどのイノベーションによるIP戦略の変化に関する事例が紹介される。これとともに、自律機械、ブロックチェーン、デジタルツインといった新しい融合技術の知財権動向などに関する踏み込んだ講演も行われる。

講演とは別途に博覧会の参加者は、展示ブースを設けた WERT INTELLIGENCE、WIPS、ANYFIVE、Ltube、BIAEN などのスタートアップを含む国内外の約 20 の特許情報サービス企業と機関の多彩な特許情報サービスを体験することができる。また IP5 (韓国、米国、欧州、日本、中国の 5 大特許庁) が営む展示ブースとワークショップから特許庁の特許情報活用政策の情報を得られる。

特許庁情報顧客支援局長は「特許情報は現在のような貿易紛争時代に、技術覇権主義に対抗し企業をイノベーション成長に導く強力な兵器である」とし、「今回の博覧会を通じて韓国企業が、国内外のイノベーション企業の先進特許情報活用戦略を習得し、適用できる良い機会になることを期待している」と述べた。

一方、PATINEX 2019 の詳細についてはホームページ(www.kipi.or.kr/patinex/index.do)で確認できる。

2-3 知的財産 (IP) 金融活性化のための特許登録料の減免拡大

韓国特許庁 (2019.9.2)

「特許料等の徴収規則」一部改正令 (案) 立法予告

特許庁は知的財産 (IP) 金融の活性化を支援するために、銀行に対する特許登録料減免制度の導入などを主な内容とする「特許料等の徴収規則」の一部改正令 (案) を立法予告すると明らかにした。

今回の改正案によると、特許庁は 2018 年に金融委員会と共同で樹立した「知的財産(IP) 金融活性化総合対策」による銀行への年次登録料（※）50%減免制度を導入する。

※特許・実用新案・デザインの設定登録以後、4 年目から毎年 1 年分ずつ納付する登録料

これまで銀行は、中小企業などを対象に IP 金融（IP 担保融資など）を行い、中小企業の特許権などの移転を受け所有しても、年次登録料の減免を受けることはできなかった。

しかしこれからは、銀行が中小企業を対象に IP 金融を実施した後、中小企業、公共研究機関などの特許権などの移転を受け所有する場合、中小企業などに対する年次登録料減免割合（50%）（※）が同じく適用される。

※特許・実用新案・デザインの 4 年目の分から存続期間までの年次登録料の減免割合

これにより、銀行が IP 金融を実施する時に発生する特許権などに対する年次登録料の納付負担が減り、IP 金融がさらに活性化すると期待される。

次に、特許庁は 2019 年 3 月に樹立した「国家のイノベーション成長に向けた知的財産生態系イノベーション戦略」により、スタートアップ（※）が特許を取る時に発生する経済的な負担を減らし、優先審査（※※）を通じて特許権を早期に確保し、事業を安定的に進められるようにするためスタートアップの特許出願の優先審査申請料の 70%減免制度を導入する。

※創業後、事業を開始した日から 3 年経っていない初期創業企業（中小企業創業支援法第 2 条第 2 の 3 号基準）

※※特許出願人ではない人が業として、特許出願された発明を実施していると認められるかまたは、緊急に処理する必要がある場合、他の特許出願に優先して審査する制度（特許法第 61 条）

制度の実施で、スタートアップの特許出願の優先審査申請料が 20 万ウォンから 6 万ウォンに減少し、スタートアップの特許出願料・審査請求料・設定登録料の 70%減免とともに、特許獲得の費用が減り特許権を速やかに確保できると期待される。

一方、特許庁は3年以上の年次登録料を一度に支払う場合に適用する割引率を、現行の5%から10%に引き上げる。

特許庁はこれにより、中小企業などが年次登録料の先払いによる割引の恩恵だけでなく、登録料の納付時期を逃し権利を失う事例を防ぐことができると予想している。

最後に、出願人などが「手数料事後減免(※)」を申請する場合、行政情報の共同利用に同意すれば口座番号の有効性検証のための預金口座の写しの提出が省略され、提出書類が少なくなる。

※手数料の減免対象者が出願料などを納付する時、減免対象であることを証明する書類などを添付しなかったため手数料の減免を受けない場合、事後に減免を申請する制度。

今回の改正案は9月2日から10月14日までの立法予告期間と、法制処の審査を経て公布・施行される予定で、詳細については特許庁(www.kipo.go.kr)及び統合立法予告システム(opinion.lawmaking.go.kr)で確認できる。

特許庁情報顧客支援局長は「今回の改正案は特許手数料政策を活用してIP金融を活性化し、知的財産生態系のイノベーションを図るためだ」とし「これによって特許創出と活用促進などの政策連携を強化することができる」と予想した。

2-4 特許庁、産業財産権表示用QRコードのデザイン公募

韓国特許庁(2019.9.2)

全国民を対象に10月末まで

特許庁は9月2日から10月31日まで全国民を対象に、産業財産権登録情報を確認できる「QRコードのデザイン公募展」を実施すると発表した。

当選したQRコードは、2020年下半年から産業財産権を保有している製品に付けられ、特許・実用新案・商標・デザインなど、該当の製品に適用された産業財産権の情報を確認しやすくするために使われる予定である。

今回の公募展は世界のクリエイターがイラスト、音楽、写真など多様なデジタル作品を共有するネイバーのオンライン創作コンテンツプラットフォームであるGrafolio Collaborationが運営する。

応募希望者はネイバーの Grafolio に登録した後、コラボレーションメニュー (<https://www.grafolio.com/collaboration/234>) で参加することができ、1人当たり3つの作品まで応募できる。

特許庁アイデア取引担当官は「現行の産業財産権表示ガイドラインによると、製品に登録番号を記入することはできるが、より具体的な情報が知りたい場合は、特許情報検索サイト(kipris)で番号を入力しなければならない不便があった」とし「今回のQRコードデザイン公募展により、一般の人々が産業財産権を保有している製品を直感的に認識し、登録情報まで手軽に確認できるようにする」と述べた。

一方、公募展の賞金額は1,000万ウォンで、最優秀賞の受賞者(1人)には500万ウォンと特許庁長官の賞状を授与し、優秀賞(2人)は100万ウォン、奨励賞(4人)は50万ウォン、特別賞(10人)は10万ウォンの賞金が授与される。

2-5 特許庁、協力型特許審査の比重を強化

韓国特許庁(2019.9.4)

特許審査官の人材増員により審査官同士の協議審査件数が増加傾向

特許庁によると、特許審査を行う時、同僚の審査官と協議して審査する件数がますます増加していることが明らかになった。

※協議審査の件数(件)：(2016年)18,296 → (2017年)19,194 → (2018年)21,863
→ (2019年6月)11,643 → (2019年)23,286(推計)

協議審査は、融合複合・高難易度の技術、再審査など、より深度のある検討を必要とする出願の場合、様々な専攻を持った審査官が複数の観点からコミュニケーションし合い検討する形の審査であり、従来の審査官1人による単独審査の限界を補い、より一貫性のある審査サービスの提供ができる。

協議審査は最初の審査段階の協議審査および再審査段階の協議審査に分けられる。

「最初の審査段階の協議審査」は、審査の初期段階から他専攻分野における専門の第3審査官が、担当の審査官とともに協力して審査する制度である。第3審査官が出願発明

の全体に対し、全般を追加検討する「集中検証」の形で行われるかまたは、担当審査官と技術分野が異なる先行技術文献などを追加検索する「追加検索」の形で行われる。

「再審査段階の協議審査」は、出願された発明が1次拒絶決定を受けた後、出願人の請求により再審査する最後の審査段階で、特許チーム長、担当審査官および副審査官の3人が合意して最終決定する制度である。

一方、特許庁は協議審査の拡大などによる特許審査品質の向上のために、特許審査官の増員を持続的に進めている。2018年には特許審査官を16人増員し、今年は合計56人の審査官を確保した。これにより、単独審査に比べ、より多くの審査資源を投入する審査官同士の協議審査を拡大するための環境が整えられた。

特許庁特許審査企画課長は「今年度末から第四次産業革命の技術分野においては、3人協議審査を基本とするなど協議審査制度をさらに強化する予定だ」とし「新しい付加価値を生み出す人工知能（AI）、モノのインターネット（IoT）など融合複合技術分野での協議審査の効果が期待される」と述べた。

2-6 発明により未来を準備する特性化高校、一堂に会する！

韓国特許庁（2019.9.4）

特許庁、「2019 発明・特許特性化高校連合交流展」を開催
（9月5日、水原市三一工業高校）

特許庁は9月5日午後3時三一工業高等学校（京畿道水原市）で、政府イノベーションの一環として、発明・特許特性化高校の優秀発明の事例を展示し、6高校同士の交流による発明教育の成果を広げるために「2019 発明・特許特性化高校連合交流展」を開催する。

今回の「2019 発明・特許特性化高校連合交流展」では、「職務発明プログラムにおける優秀作品の展示（60点）」と、学生たちの独創的なアイデアによる起業事例を伺える「発明起業サークルの広報ブース」、発明教育を体験することができる「発明サークル体験ブース」などを運営し、地域住民が発明教育の成果を直接確認して参加できる機会を提供する。

特に、60点の優秀作品を展示する「企業連携職務発明プログラム」は今年、82企業と学生488人が参加して企業の懸案を直接把握し、顧客のニーズを反映した斬新なアイデアを出し、試作品化して地域企業から好評を博した。

このうち、西帰浦産業科学高校から参加した学生チームの「植物工場シミュレーター」は、今回の交流展で技術移転が進められ企業から欲しいアイデアとして認められた。

2008年から始まった発明・特許特性化高校学校は、6学校（※）が指定され「知的財産の素養を備えた技術人材の育成」を目指している。

※光陽ハイテク高校（全南）、光州自然科学高校（光州）、大洗発明科学高校（釜山）、未来産業科学高校（ソウル）、三一工業高校（京畿道）、西帰浦産業科学高校（済州）

これにより、3,652人の高校生が発明・特許の正規教科の授業、企業連携の職務発明プログラムなど、体系的な発明教育の支援を受けており、その成果として、発明・特許特性化高校の在学生の産業財産権における出願件数は、全国学生の出願件数の約17%を占めて（※）おり、発明の能力を認められている。

※全国小・中・高校生（556万人）の出願件数は合計3,281件、発明・特許特性化高校の在学生（3,599人）の出願件数は合計561件（全体の17.1%）（2018年基準、商標除外）

発明・特許特性化高校の卒業生は卒業の後、起業して職務発明の能力を発揮したり、特許専担部署で勤務し能力を認められている。ひいては、本人だけのアイデアによるスタートアップを起業する事例もある。

一例として、発明特許特性化高校（三一工業高校）卒業生の1人は、高校の時に直接開発した発明教具を特許登録し、S&T Stucher（※）を設立した。そして高校生としては初めて青年士官学校に入学するなど、アイデアと特許技術を基盤にして起業家の道を歩んでいる。

※S&T Stucherの代表、空間知覚能力教育教具「KOI STORY」を開発（起業支援2億3,000万ウォン）、大韓民国人材賞など50件の賞を授賞・表彰、17件の特許出願、次世代英才起業家修了、西江大在学

特許庁産業財産政策局長は「特性化高校の学生の実務能力を向上させるために早期就職を奨励し、スタートアップの起業につながるようにするためには、技術教育だけでなく創造的な思考力を育てる発明教育が必須である。特許庁は、これからも実践で適用できる創造的な発明教育を通じて、国家産業の発展を牽引する人材を育成するために努力する」と述べた。

2-7 「2019 江原知的財産フェスティバル」開催

韓国特許庁 (2019. 9. 5)

9月6日～7日、春川の江原情報文化振興院で「江原知的財産フェスティバル」を開催

特許庁は、9月6日～7日に江原情報文化振興院（江原道春川市）内の創作開発センターで、「2019 江原知的財産フェスティバル」を開催する。

今年で8回目を迎える江原知的財産フェスティバルは、2016年から江原道内最大規模の知的財産－科学技術のイベントである「江原科学技術祭典」と連携して開催され、科学技術と知的財産を融合したフェスティバルとして発展・成長した。

主なイベントとして、研究機関と地域企業間の技術移転協力による技術事業化の活性化および事業化の成功に向けた投資連携の「江原産業団地技術移転フェア」が開かれ、また、未来起業家・スタートアップ企業と専門家の1:1コーチングによるIRピッチング能力を強化し、投資資金を誘致するための投資家との出会いの場を提供する「IP模擬投資オーディション」が開催される予定である。

また、江原道内の優秀IP人材の自己PRによる就職能力の強化と、企業の採用担当者の直接審査による人材発掘および雇用創出のための「IP人材PRコンテスト」が用意されている。

他にも「第四次産業革命時代、自分をイノベーションする方法」というテーマの「知財コンサート」を開催し、企業経営における必須要素である知財の重要性の拡散および第四次産業革命時代における企業生存力の向上に向けた組織イノベーション対策などを模索する。

イベント中には、イノベーションおよび支援機関(16)、地域大学(8)、科学重点学校(6)など30の参加機関で、先端科学技術館、未来職業体験館、科学バスキング、優秀技術体

験館などを運営し、ドローンレーシング、ハムスターロボット遊び場など、第四次産業革命時代の先端科学技術を経験できる多彩な展示・体験イベントも行われる。

一方、初日の6日には、江原道の科学技術および知的財産の発展に貢献した科学人と企業者、地域住民を激励するために「江原科学技術大賞」と「江原創造的アイデア・デザイン公募展」を授賞し、知的財産有功者を表彰する。

特許庁長は、「今回のイベントをきっかけに、未来産業の予測およびイノベーション成長の中心にある知的財産の役割と重要性が自治体に共有され、さらに広がることを期待している」とし「特許庁は地域の創意的アイデアが知的財産に権利化され起業につながり、イノベーション成長と雇用創出に実質的に貢献するよう多角的に努力する」と述べた。

2-8 特許庁「第5期特許行政モニター団」発隊式を開催

韓国特許庁 (2019.9.5)

特許庁は9月6日午後2時、特許庁ソウル事務所（ソウル市江南区）で「第5期特許行政モニター団」の発隊式を行い、活動を本格化すると発表した。

特許行政モニター団は、特許庁が政府イノベーションの一環として、国民のモニタリングを通して特許行政に対する不便さを改善するため2012年から運営されており、特許顧客相談センターの相談士と企業・産学協力団の特許管理担当者、大学（院）生など20人が参加している。

特許庁は、モニター団員がユーザの立場になって、特許出願・登録手続きなどの特許行政サービスの全般を体験し、改善が必要な事項を提案すると、これを制度やシステムの見直しなどに反映している。

これまでに特許行政モニター団員の提案で改善された代表例としては、デザインの国際出願時に提出する出願書式の作成プログラム「デザイン説明」の欄に記載する単語数を確認できる機能を加え、単語数の超過による追加手数料（※）の発生を出願人が簡単に確認できるようにした。

※「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」により、デザインの国際出願時に「デザイン説明」の単語数が100字を超えると単語当たり2スイス・フラン（CHF、約2,500ウォン）の追加手数料が発生

また、特許庁電子出願ホームページ（特許路、patent.go.kr）で年次登録案内サービス（※）を申請する際に、出願人が保有している特許権などを個別的に選択（※※）し、申請できるようにシステムを見直した事例もある。

※特許権などの設定登録後に毎年支払う登録料の納付期限前に、納付金額と納付期限、納付方法などを郵便、メール、ファックスなどで案内するサービス

※※特許権者などが共有で、代表管理者がある場合、他の共有者が年次登録案内書を受けるのは不要であるため、サービスの対象を選択できるように改善

このように特許庁は、出願人などが特許行政サービスを利用する際に発生する可能性がある詳細な不便さを把握して改善することに、特許行政モニター団が大きく貢献していると評価している。

特許庁情報顧客支援局長は「特許行政モニター団からの大事な意見を聴取し、国民の目線に合わせて特許行政サービスを持続的に見直していく」と述べた。

2-9 特許庁、「特許共済」商品を本格発売！

韓国特許庁（2019.9.9）

特許庁は、事業委託運営機関である技術保証基金（以下、技保）とともに、9月9日午前10時30分にソウル市江南区テヘラン路の特許共済運営センターで、共済商品の本格発売を紹介する「特許共済事業発足式」を開催した。

発足式には関係機関の関係者（※）、中小・中堅企業の代表など50人あまりが参加しお祝いした。

※中小企業中央会の常勤副会長、中堅企業連合会の常勤副会長、特許戦略開発院長など

特許庁は1月に技保を特許共済事業の委託運営機関に選定し、3月に特許共済事業推進団を発足して商品発売を準備してきた。

8月には金融および特許分野の民間専門家が参加した特許共済運営委員会を開催し、商品の運用に必要な約款、業務方法書など商品に関する諸般規定を決め、9月9日に商品を発売した。

特許共済は、相互扶助を基に加入企業の積立金による資産収益で運営され、融資は企業

の費用負担を緩和するために「先に貸与し、後で分割返済する」方式で運営される予定である。

中小・中堅企業なら加入でき、市中銀行の積立金と同様に、加入申請時に月30万ウォンから1,000万ウォン（※）の掛金商品のうち希望の商品を選択し、最高5億ウォンまで積み立てることができる。

※30万ウォン、50万ウォン、80万ウォン、100万ウォン、200万ウォン、300万ウォン、500万ウォン、1,000万ウォン

施行初期の掛金利率は、最近の市中銀行の定期預金、積立金より高い水準である2%の利子を支給する予定で、融資金利は銀行の平均金利より低い2%台の金利を適用する計画である。

※2019年5月～2019年7月における市中銀行の中小企業信用融資の平均金利：4.89%

特許・商品・デザインの海外出願および審判・訴訟などを目的に融資する場合、積立掛金の5倍まで利用することができ、企業の緊急な資金需要が発生した場合、積み立てられた掛金納入額の90%以内で、緊急経営安定資金として融資することができるようにした。（適用金利3.5%水準）

ただ、特許共済の安定的な運営と加入企業のモラル・ハザードを防止するために、融資申請は共済加入1年後からできる。

他にも共済加入企業が特許庁の支援事業や技術保証基金の保証を利用する時に、支援限度の拡大、保証料率の引下げ、法律諮問サービス、加点付与など各種の恩恵を提供する。

※IPファスト保証の支援限度の拡大（2億ウォン→3億ウォン）、保証料率（0.2%p↓）、金融機関特別出損金の協約保証支援対象に追加、技術信託を利用する時に手数料などを支援

今回のイベントは、1号加入企業であるDESIGN PARKを含む、特許共済商品に加入した10企業の歓迎会も重ねている。

1号加入企業のDESIGN PARK代表は「競争企業との特許無効審判および訴訟に対応するために加入した」と加入の理由を明らかにし「これからは他の企業も特許共済商品に加入

し、特許紛争の備えを徹底してほしい」と述べた。

特許庁長は、祝辞で「特許共済が、国内外の市場で特許紛争などによる、予期せぬ問題に直面する中小企業を支えられる金融安全装置になることを期待する」、「特許を備えた韓国企業が知財基盤のグローバル強小企業に成長するに、特許共済が必須の金融商品として位置づけられるよう、税額控除の導入、予算確保などのため最善をつくす」と述べた。

※詳しい商品内容や加入に関する問い合わせは電話 1544-1120 まで。

2-10 特許庁、国立中央科学館と共同で「2019 青少年記者取材大会」を開催

韓国特許庁 (2019.9.9)

発明の魅力、映像で取材を！

特許庁国際知識財産研修院は、9月12日から10月16日まで科学技術情報通信部の国立中央科学館、韓国発明振興会と共同で、「2019 青少年記者取材大会」を開催すると発表した。

今年で5回目を迎える本大会は、特許庁－国立中央科学館－韓国発明振興会間の業務協約によるもので、青少年を対象に発明の重要性を発信し、科学・発明文化を拡散させるために行われる。

参加方法は、国立中央科学館の主管で9月12日から10月16日まで開催される「第41回全国学生科学発明品コンテスト」の出品作品を観覧した後にニュース、取材などの映像記事を自由な形式で制作し、参加申請書とともにメール (youthrep@kipa.org) で提出する。

国立中央科学館特別展示室で行われる全国学生科学発明品コンテストでは、学生たちの斬新なアイデアを反映した発明品など、日常生活と密接した300点の作品が展示される。

参加は、特許庁の青少年発明記者団、国立中央科学館のオンライン記者団に属している青少年および科学・発明に関心のある青少年 (11歳～19歳) なら誰でも参加できる。

提出された記事は、創意性、表現力、活用性など5つの評価項目に基づいて審査した後、科学技術通信部長官賞および特許庁長賞など11人を選び授賞する予定である。

※大賞 1 名（科学技術情報通信部長官賞）、最優秀賞 1 名（特許庁長賞）、優秀賞 3 名（国立中央科学館長賞小・中・高各 1 名）、奨励賞 3 名（国際知識財産研修院長賞小・中・高各 1 名）、特別賞 3 名（韓国発明振興会長賞小・中・高各 1 名）

大会の受賞作は、特許庁と国立中央科学館の公式 SNS およびユーチューブチャンネルなどで広報し、発明の重要性と関心度を高めるために活用される計画である。

特許庁長は「今回の取材大会で、より多くの青少年が科学・発明への好奇心と想像力を芽生える契機になってほしい」とし「青少年が韓国のイノベーション成長の原動力になる人材に成長するよう、関係機関と積極的に協力する」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 太陽光発電、水の上で広がる！

韓国特許庁（2019. 9. 3）

水上太陽光発電関連の特許出願急増

政府は、セマングム（新萬金）の内水面に、世界最大規模の水上太陽光発電システムの設置を許可したことがある。火力や原子力発電に代わる太陽光発電への期待が高まっている中、国土の狭い韓国は設置場所が限られている。この問題を克服するために、湖や海の上に太陽光発電システムを設ける水上太陽光発電に対する関心が大きくなっている。国内の水上太陽光事業は、韓国水資源公社が 2012 年 7 月に陝川（ハプチョン）ダムの水面に 500KW 級を設置して以来、保寧（ポリョン）ダム、忠州（チュンジュ）ダムなどに数 MW 級が設置された。そして政府の「環境に優しい未来エネルギー」産業育成政策により、2018 年からその事業規模がさらに大きくなり、セマングムの内水面に 2. 1GW 級を設置することになった。（※）

※（2019年7月18日）産業通商資源部一報道資料「歴代世界最大の水上太陽光事業、セマンダムで本格推進」

特許庁によると、水上太陽光発電関連の特許出願は、2010年から2013年までは年間20～30件、2014年は49件、2015年は74件、2018年103件と活気づいている。2019年上半期にも54件が出願され増加傾向が続いている。2018年以後の急激な増加は、政府政策による水上太陽光発電の事業規模の拡大と関連していると分析される。

水上太陽光発電システムは、水の上に発電設備を浮かべる浮力体と、これを固定する係留装置を必ず具備する。2010年から2019年6月まで出願された全体の492件を技術別に見ると、浮力体およびフレームが260件（53%）、係留および固定が45件（9%）、発電設備の移動と回転が37件（8%）と、太陽光発電設備の水上設置と直接に関連している出願が多くの部分（総342件、70%）を占めている。

その他、潮力や風力発電が結合したハイブリッド発電が44件（9%）、発電設備が設置された場所の水質を改選する水質管理が38件（8%）、自らの水資源を用いた発電設備の洗浄・冷却が24件（5%）、発電設備の管理監視が17件（3%）、電力管理が17件（3%）であり、発電設備に農作物の水耕栽培や魚類養殖の設備を合わせた技術も10件（2%）を占めている。

出願人別に見ると、中小企業が262件（53%）、個人が141件（29%）で大きい部分を占めており、大学/研究所が35件（7%）、公的企業が34件（7%）、大企業が14件（3%）と次いでいる。そして外国人は6件（1%）ほどだった。

このように中小企業や個人出願が主流である理由は、水上太陽光発電に関する出願が多様な設置環境を最適化し、問題を解決するための技術に関するものとして、中小企業や個人の創意的で柔軟なアイデアが発揮できる領域であるためだと判断される。

上位出願人を見ると、中小企業では、KD POWERが19件、Scotraが11件、Wsolarが8件であり、大学・研究所では韓国海洋大学が5件、公的企業では韓国水資源公社が16件、韓国水力原子力公社が9件、韓国電力が7件、大企業では、LS産電が11件を出願した。内水面や海洋と関連する公的企業も積極的に特許出願をしていることが分かった。

特許庁エネルギー審査課長は「水上太陽光発電は、利用可能な国土面積が狭い韓国に適合した発電方法として注目されている」とし「これからも水分、塩分および波といった

厳しい設置、発電環境を乗り越え、発電効率を高めるための研究開発および特許出願が続くと予想される」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム